

令和元年 第10回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年10月7日(月) 午前9時00分～午前9時40分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(35人)

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 片渕久司 委員 | 2番 香月一夫 委員 | 3番 川崎勝巳 委員 |
| 4番 津田 保 委員 | 5番 井上保博 委員 | 6番 木室徳好 委員 |
| 7番 吉原春樹 委員 | 8番 赤坂隆義 委員 | 10番 野田弘之 委員 |
| 11番 宮崎裕二 委員 | 12番 岩石 学 委員 | 13番 井崎陽子 委員 |
| 14番 池上勝文 委員 | 15番 香月幸雄 委員 | 16番 香月伸幸 委員 |
| 17番 吉岡保則 委員 | 18番 森口弘実 委員 | 19番 川崎敏樹 委員 |
| 20番 小柳眞佐美 委員 | 21番 森 邦之 委員 | 22番 石田義明 委員 |
| 23番 小野愛子 委員 | 24番 山口八州男 委員 | 25番 田口千津子 委員 |
| 26番 片渕秋正 委員 | 27番 松尾利助 委員 | 28番 光武直広 委員 |
| 29番 溝上博信 委員 | 30番 永石恒弘 委員 | 32番 南條喜代己 委員 |
| 33番 中村康則 委員 | 34番 溝口修一郎 委員 | 35番 木下善明 委員 |
| 36番 中村秋男 委員 | 37番 川崎 薫 委員 | |

4. 欠席委員(1人)

9番 中村勝郎 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 令和元年白石町農用地利用集積計画(10号)の承認決定について

(4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1)合意解約の報告

(2)農地法第4条の規定による届出について

業務連絡事項 (1)第11回農業委員会総会の日時及び場所

(2)その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原 雅紀 課長補佐兼農地農政係長 香月 康彦

農地農政係長 吉原 浩 農地農政係 川崎 由香

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和元年10月第10回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第10回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、9番中村勝郎委員から欠席の届けがあっております。本日の出席委員は36名中35名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、18番森口弘実委員、19番川崎敏樹委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第166号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第166号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第166号。

権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地の表示。大字東郷字二本楠〇〇番、〇〇番、大字東郷字一本楠〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字東郷字二本松〇〇番、〇〇番、大字今泉字網代〇〇番、大字遠江字三本松〇〇番、田22,333㎡、畑102㎡、計22,435㎡です。

譲渡人は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷上の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷上の〇〇さんです。

耕作面積は、田27,578㎡、畑102㎡、計27,680㎡です。

稼働力は男2名、女2名です。

申請の事由は、子に対する贈与です。相続時精算課税制度が適用されています。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 166 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 166 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 167 号 =

議長 続きまして、議案番号第 167 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 167 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地の表示。大字深浦字沖〇〇番、大字深浦字四本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 7,671 m²、畑 137 m²、計 7,808 m²です。

譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の〇〇さんです。

耕作面積は、田 8,941 m²、畑 403 m²、計 9,344 m²です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1 ページから 3 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、高齢になり、耕作継続が困難になったことから、譲渡人の娘婿である譲受人へ贈

与にて農地を譲りたいとのこと。申請地については、以前より譲受人も耕作等の手伝いをされており、また、今後も周辺地域と協力して適正に耕作、管理することを約束されていることから、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 167 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 167 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 168 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 168 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明します。
議案番号第 168 号。

申請農地の表示。大字福田字楠〇〇番、田 477 m²、同じく〇〇番、畑 40 m²、計 517 m²です。

申請者は、白石町大字福田〇〇番地、廿治移南の〇〇さんです。

転用目的は、農家住宅、宅地進入路、農業用倉庫、車庫、家庭菜園となっております。

転用の事由としまして、〇〇番については、昭和 49 年頃から申請者の亡父が農家住宅の一部、農業用倉庫、車庫として利用し、〇〇番については、平成元年頃から申請者の亡父が宅地進入路として利用していたというものです。始末書の提出があつています。

また、〇〇番の一部については、家庭菜園として利用したいというものです。

事業または施設の概要は、農家住宅 (1 棟) 250.0 m²、農業用倉庫 (2 棟) 115.0 m²、車庫 (1 棟) 40.0 m²、家庭菜園 65.0 m²、宅地進入路 40.0 m²、庭 40.0 m²、通路・その他 167.13 m²です。宅地同時利用です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地・田、南側が道路・田・畑、北側は田・畑

です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しにて決定公告がなされています。

〇〇番については、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。

〇〇番については、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 4 ページから 5 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農家住宅、宅地進入路、農業用倉庫、車庫、家庭菜園を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区长、生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 168 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 168 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 169 号 =

議長 続きます、議案番号第 169 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 169 号。

申請農地の表示。大字遠江字松〇〇番、畑 147 m²です。

申請者は、白石町大字遠江〇〇番地、遠江上の〇〇さんです。

転用目的は、農機具置場兼車庫、家庭菜園となっております。

転用の事由としまして、既存の農機具小屋兼車庫が手狭になったため、平成 27 年頃から農機具置場兼車庫の一部として利用していたというものです。始末書の提出が 있습니다。また、一部は家庭菜園として利用したいというものです。

事業または施設の概要は、農機具置場兼車庫 70.0 m²、家庭菜園 32.0 m²、通路・その他 60.0 m²です。宅地同時利用です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が道路・宅地、北側が田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しにて決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 6 ページから 7 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございます。

〇番〇〇委員については、退席をお願いします。

(〇番〇〇委員、退席)

議長 これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農機具置場兼車庫、家庭菜園を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 169 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 169 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

○番〇〇委員の入室を認めます。

(○番〇〇委員、着席)

= 議案番号第 170 号 =

議長 続きまして、議案番号第 170 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 170 号。

申請農地の表示。大字牛屋字東松〇〇番、田 434 m²です。

申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、中央の〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅、家庭菜園となっております。

転用の事由としまして、住宅の基礎が崩れかかっていることから、宅地を南側に移したいというものです。なお、現宅地の一部は開田するとのこと。

事業または施設の概要は、一般住宅（1 棟）150.0 m²、家庭菜園 35.0 m²、通路・その他 249.0 m²です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が道路・宅地、南側が田、北側が宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が令和元年 8 月 7 日に一般にて決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては8ページから9ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として9月30日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、一般住宅、家庭菜園を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第170号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第170号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第171号＝

議長 続きまして、議案番号第171号、3.「令和元年白石町農用地利用集積計画(10号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第171号、令和元年白石町農用地利用集積計画(10号)の承認決定についてご説明します。

はじめに所有権移転関係でございます。今回は2件となっております。

整理番号の1番、買い手は六ヶ里の〇〇さん。売り手は大阪府の〇〇さん。土地の表示は、大字辺田字竜子田〇〇番、同じく〇〇番、大字辺田字中田〇〇番、同じく〇〇番、田の4筆で6,581㎡。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は令和元年10月8日、支払期限は令和元年10月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は337,657㎡です。認定農業者です。

整理番号の 2 番、買い手は小城市の〇〇さん。売り手は東六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字大福〇〇番、田の 1 筆で 3,443 m²。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は令和元年 10 月 8 日、支払期限は令和 2 年 3 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 18,931 m²です。認定新規就農者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 4 ページにかけて 28 件、5 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 2 件、合わせまして 30 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 30 件となっております。そのうち新規が 6 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 5 件で、再設定は 24 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 24 件です。今回の利用権の総面積は 155,265 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 1 件、個人によるものが 27 件、農地中間管理機構によるものが 2 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 10 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、30 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございます。〇番〇〇委員については、退席をお願いします。

(〇番〇〇委員、退席)

議長 所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 171 号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 171 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 〇番〇〇委員の入室を認めます。

(〇番〇〇委員、着席)

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについても、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、○番の○○委員、○番の○○委員、○番の○○委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 171 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 171 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 172 号～第 177 号＝

議長 つづきまして、4.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 172 号から 177 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 172 号。申し出農地の表示。大字遠江字八平○○番、畑 4,940 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福田○○番地、福富移の○○さんです。申請理由は、規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、10 ページをご覧ください。

議案番号第 173 号。申し出農地の表示。大字築切字正三搦○○番、田 2,624 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切○○番地、二の籠の○○さんです。申請理由は、規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

議案番号第 174 号。申し出農地の表示。大字築切字松○○番、田 3,447 m²、同じく○○番、田 1,396 m²、同じく○○番、田 2,036 m²、計 6,879 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切○○番地、道目の○○さんです。申請理

由は、その他の農地の処分です。議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 175 号。申し出農地の表示。大字福富下分字興福二区〇〇番、田 2,194 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 176 号。申し出農地の表示。大字新開〇〇番、畑 1,392 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字横手〇〇番地、天神の〇〇さんです。申請理由は、新開地区農地集積による農地の処分です。議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 177 号。申し出農地の表示。大字福富下分字七搦〇〇番、田 1,864 m²、同じく〇〇番、田 1,498 m²、同じく〇〇番、田 841 m²、同じく〇〇番、田 1,683 m²、計 5,886 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、福岡県直方市大字頓野〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 172 号から議案第 177 号まで 6 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 172 号から議案番号第 177 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の指名を議案書に記載しています。もう一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いします。

議長 議案番号第 172 号から 177 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 172 号。

〇番 〇番と〇番委員をお願いします。

議長 議案番号第 173 号。

〇番 〇番と〇番委員をお願いします。

議長 議案番号第 174 号。

〇番 〇番と〇番委員をお願いします。

議長 議案番号第 175 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 176 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 177 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

○番 ○番〇〇です。議案番号第 176 号の新開地区の集約の分で、〇〇さんの分は、なぜ残っていたのですか。

事務局 4町5反ばかりのうち、契約が終わっていないのが4名です。それは、相続ができていなかった分がほとんどです。この方は、届出は4月に出していただいていたのですが、議案にかかったあと5月に所有者さんが亡くなられて、9月に所有権移転の登記が終わりましたので、今回の申出になったところ。あと3件も相続関係であっせんができていないところ。

○番 わかりました。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 172 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、173 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、174 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、175 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、176 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、177 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 172 号は〇〇、173 号は〇〇、174 号は〇〇、175 号は〇〇、176 号は〇〇、177 号は〇〇です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによりしくお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

② 農地法第4条の規定による届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第11回農業委員会総会の日時及び場所
- ② その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第10回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前9時40分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員